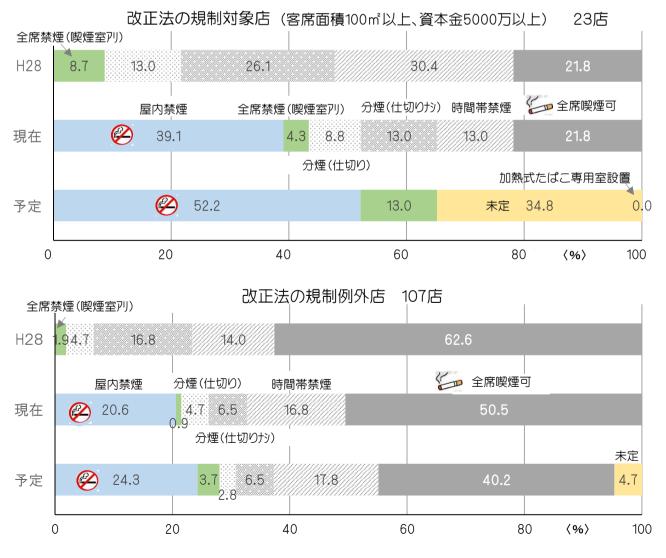
改正健康増進法 く 飲食店への周知啓発事業 >

受動喫煙防止対策の強化を目的とした健康増進法の改正案が2018年7月に成立し、東京オリンピック、パラリンピックの開催に先立つ2020年4月1日より全面施行となります。

NPO法人禁煙ねット石川は金沢市より委託を受けて、この法改正により原則屋内禁煙となる 飲食店各店を会員が訪ね、改正法の要点を周知すると共に現在の対策状況を確認し、今後 の受動喫煙防止対策への各店の考えを伺いました。

訪問先はファミリー層の利用客も多い「食堂・レストラン」業態の昼営業店を対象とし、平成 28年に金沢市禁煙店舗認証事業で実施した各店の対策状況の調査結果を元に、当時から 屋内全面禁煙の店を除く各店を訪ね、その後の対策と今後への意見を聞きました。

改正健康増進法では、飲食店は原則全席禁煙となりますが、既存営業店に対しては客席 面積や経営形態、規模により、改正法適用の例外とする経過措置を定めている為、規制の 対象となる飲食店の範囲は限定されます。



注) H28~現在~予定は何れも同一の対象店でH28以降に開店、及び廃業閉店(15店)の店は含まない。

議論の末に成立した改正健康増進法は、客席面積や資本金の条件を満たせば別に法律で 定めるまでは改正法適用の例外となる経過措置により、全国の既存飲食店の6割以上は改正 法による規制の例外店に相当すると推計されています。

食堂等を対象とした今回の調査店の範囲では、約8割の店は改正法に定めた全席禁煙の 規制が除外されます。

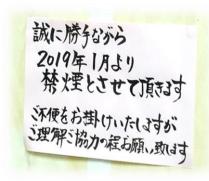
グラフに示す様に規制例外店のうち40%は改正法施工後も全席喫煙可を予定しており、例外店の約7割の店は現状の継続が可能となり、改正法の実効性に懸念が残ります。

しかし、東京オリンピック開催決定以降、特に飲食店の受動喫煙防止対策に対して世間の 注目が高まりましたが、平成28年の調査から2年半の間に禁煙店は確実に増加しており、改正 法の施行に伴って規制例外の飲食店でも対策が進む事が期待されます。

今回の調査で対象とした食堂・レストラン等の飲食店は、比較的禁煙化は受入れ易い業態と思われますが、喫煙店からは禁煙化による経営への打撃不安の声も多く聞かれました。

一方、「禁煙店になってお客さんも納得してくれました」(定食・うどん店)

「店頭に表示してお知らせし、すんなり禁煙化ができました」(洋食レストラン) 等、の意見も聞かれ、今後の喫煙率の推移と共に、改正法施工後の経過措置の成り行きが 注目されます。









調査に参加された皆様ありがとうございました。

《改正健康増進法》飲食店に対する経過措置

当分の間の措置

- ・喫煙専用室の設置可(飲食不可)
- ・加熱式タバコ専用室で飲食も可

別に法律で定めるまでの措置

個人又は中小企業(資本金5000万以下) かつ客席面積100㎡以下

店頭に標識掲示により喫煙可